

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.39 (量的緩和からの)Exitいろいろ 他

=====

《index》

1. (量的緩和からの)Exitいろいろ(大山)
 2. 米国ボルカー・ルール改正案は規制対応コストを緩和する(勝藤)
 3. 欧州ソブリンリスク再び(熊谷)
 4. 講演最新情報(2018年6月時点)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

米国ボルカー・ルール改正案は規制対応コストを緩和する

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

5月末に、米国の連邦準備制度理事会(FRB)は、いわゆるボルカー・ルールの改定案を公開会合で市中協議に付しました。本改定案は、行き過ぎた金融規制を必要に応じ緩和していくというトランプ米大統領の政策に則り、かなり踏み込んだ規制緩和を盛り込んだものといえます。ボルカー・ルールとは、リーマンショック後の金融危機の対応の一環として、銀行のトレーディング勘定における自己勘定取引に厳しい制約を課す規制です。ボルカー・ルールは、銀行による投機的取引を抑制する効果がある一方で、制約が厳格すぎ管理負荷が過大であること、米銀以外の銀行にも制約が及ぶこと、また適用の例外規定等一部のルールが不明確であること、など多くの課題が2013年の制定以来指摘されてきました。

今回のFRBによる改定案では、ボルカー・ルール遵守要件を銀行のトレーディング資産負債の規模に応じたものにする、自己勘定取引の対象となるトレーディング勘定の定義を見直すこと、リスク量が一定額以下の取引についてルールの例外適用のみなし規定を新設すること、ファンド取引の引受・マーケットメイク・ヘッジに関する要件を改訂すること、外国銀行による米国外での自己勘定取引についての適用除外要件を見直すこと、監督当局に提出する報告書を簡素化すること、などが提案されています。

トレーディング資産負債の規模に応じた遵守要件の設定は、特に中堅・中小の銀行にとっての規制対応負荷軽減となります。また、現行ルールでは、自己勘定取引禁止の例外として、顧客のためのマーケットメイクやヘッジ取引は認められていましたが、マーケットメイクであることやヘッジであることの挙証のために、ボルカー・ルールに定められた特融の詳細な分析・報告(いわゆるRENTD、相関分析など)が求められていました。今回の改正案ではこうした分析報告要件の緩和や例外適用ルールの大幅な緩和が提案されています。

邦銀を含む外国銀行にとっては、米国外での自己勘定取引としてボルカー・ルールの適用除外とする要件が大幅に緩和されたことが恩恵です。現行ルールでは、外銀であっても米国人と行うトレーディング取引はボルカー・ルールの対象となっており、トレーディング取引相手の特定や管理に多大な負荷がかかっていたほか、市場流動性の制約要因ともなっていました。今回の改訂案は、外銀にとっての過度な米国規制対応負荷軽減にも配慮したバランスのとれたものと言えます。

今回の改定案は、現行ボルカー・ルールに対する民間意見を相応に取り入れ、踏み込んだ規制緩和がなされる案として評価できます。ボルカー・ルールが制定された当時のイエレン FRB 前議長自らも認めていたとおり、金融危機後の米国金融規制の厳格さにはやや行き過ぎた面があったことは否めません。流動性の高い金融市場を維持し、金融システムの安定を維持するために、行き過ぎた規制の緩和は望ましい方向といえます。米国では係る規制緩和とともに、米国内金融規制をなるべくバーゼル規制に近いものに修正していく規制改革も実施されつつあります。こうした国際規制の取れんの方向性も、金融機関にとっては歓迎すべきものといえるでしょう。

ただし、グローバルに見れば、欧州における市場取引に関する諸規制 (MiFID II、ベンチマーク規制) など、金融規制を強化する方向の動きも同時に存在します。グローバルに事業展開する金融機関としては、引き続き法域間の規制の拡散にも留意しつつ、地域毎の適切な規制対応資源配分と機動的な対応計画の策定実施が必要であることは不変です。

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.